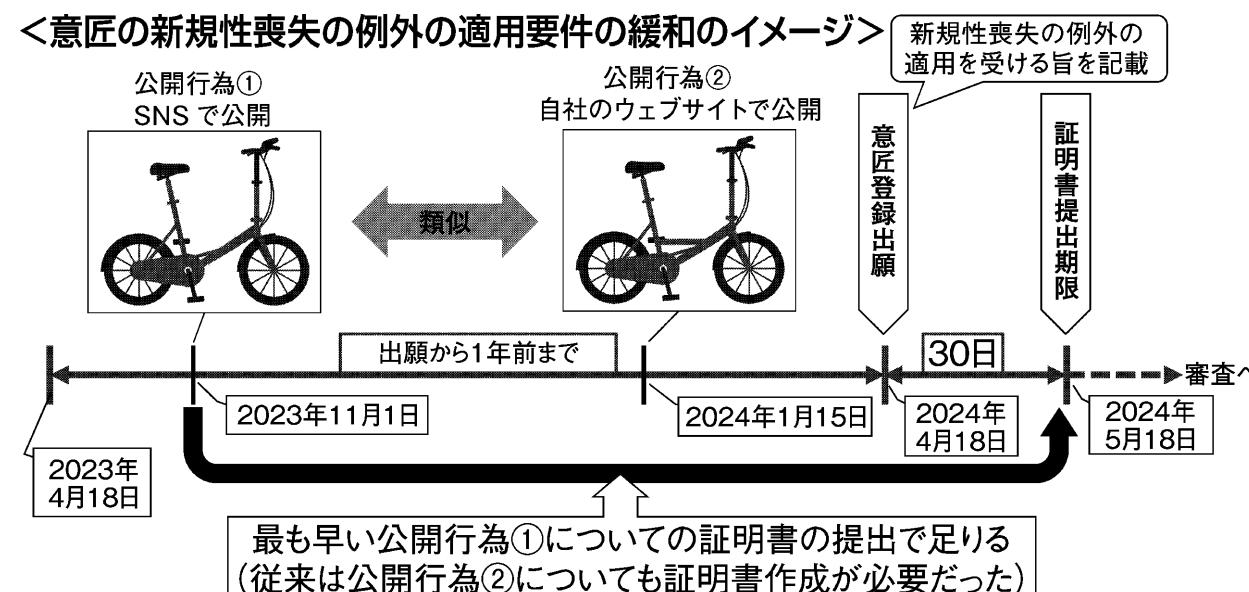


意匠・商標の新潮流

制度改正のポイント



他人の氏名を含む商標の登録要件緩和



<過去に登録が認められなかった事例>

「菊池 健」という氏名の他人が存在することを理由に拒絶
※知財高裁R1.8.7 平成31年(行ケ)第10037号

<法改正により登録が認められるケース>

他人が一定の知名度を有していない場合

他人の承諾

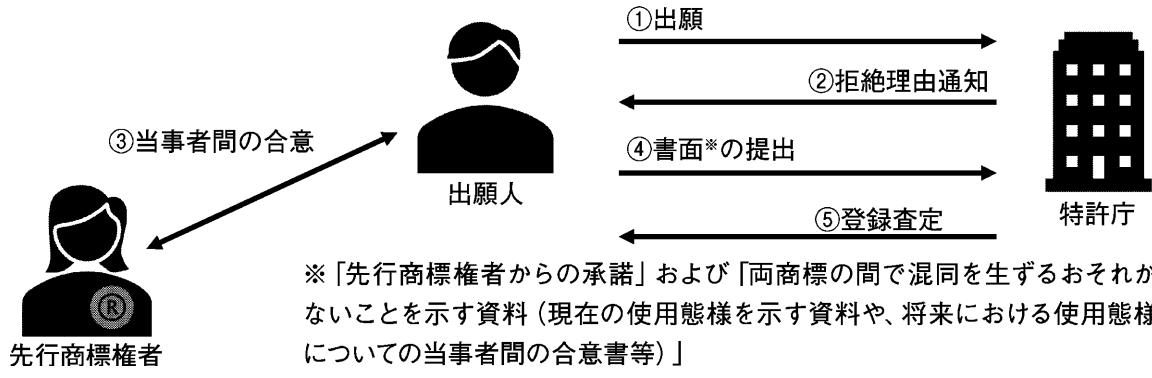
商標構成中の氏名と出願人の間に「相当の関連性」があることかつ、商標登録を受けることに「不正の目的」がないこと

他人が一定の知名度を有している(=周知)の場合

商標構成中の氏名と出願人の間に「相当の関連性」があることかつ、商標登録を受けることに「不正の目的」がないこと

企業活動の実態に即し柔軟に権利化

<コンセント制度のイメージ>



ほか、自社の公開行為による拒絶無効のリスクを低減できる。デザインの重要性が増している今日において、この改正はデザイン保護の促進につながるだろう。

なお、今回の法改正によつても新規性喪失の例外の適用を受けるための手続きは必須であり、怠ると意匠権を取得できない。米国では何らの手続きを要せずに自分の公開行為が救済され、そのまま実質的に保護が困難であつた氏名からなるブランド名の権利化が促進されるだろう。

この改正により、すべての公開行為を網羅的に記録には、出願時の手続の要否(過去に登録が認められた事例)参照)。一方で、創業者やデザイナーなどの氏名をブランド名に冠することが多いファシズム業界では、この規定の影響で十分なブランド保護が実現できない状況が生じており、要件緩和の要望が高まっていた。そこで改正法によると、商標に登録された会社代表者や国会議員、地方議員など、同姓同名の他人が存在してある。改正法によると、商標に登録されたのが今回改正されたのが今后は同姓同名の他人がいたとしても、その他人の知名度が低ければ拒絶されることになる。

一方で、出願人本人とは無関係の第三者が他人の氏名を先取り的にお権利取得する可能性がある。コンセント制度は、そのような先行商標が存在する状況でも、先に商標権を保有している権利者から併存する場合には、後から出願した者は商標権を得られないことになる。

これまで、当事者間の合意は以前から実務上用いられていたが、日本では法制度が整備されていなかった。これまでは当事者間の合意が一時的に先行商標の権利者が認めるというものだ。特許庁の審査官が出願された内容から半ば形式的に判断する。その判断に対して、当事者が二つの商標が併存するかどうかは、特許の同意を得ることで、後から出願した者にも商標権の保有が認められる制度だ。商標が譲り受けられる場合、企業の創立者・代表者の氏名や出願人の商品を使用するキャラクター名であることなどが該当する。

4月18日

発明の日

知的財産戦略の総合サポート



JPDS はより良いサービスを提供するため

新しい発想、アイデア、お客様のご要望を大切にしています



お客様と共に成長するサービスを目指します

知的財産戦略の総合サポート

JPDS 日本パテントデータサービス株式会社

本社 〒105-0003 東京都港区西新橋2-8-6 住友不動産比谷ビル TEL:03(3580)8021 E-mail:tokyo-sales@jpdfs.co.jp

<https://www.jpdfs.co.jp>

名古屋 〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 商工会議所ビル

大阪 〒550-0004 大阪市西区難波本町1-7-18 ビーイングビル

九州 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-17-1 博多プレステージ本館

TEL:052(219)4561 E-mail:nagoya-sales@jpdfs.co.jp

TEL:06(6448)7401 E-mail:osaka-sales@jpdfs.co.jp

TEL:092(687)7687 E-mail:kyushu-sales@jpdfs.co.jp

オープンイノベーションが社会に浸透する中で、その一つの手段として知財ビジネスマッチングが注目されてきている。そして、マッチングの中心にいるのは地域の企業情報を有する金融機関である。知財ビジネスマッチングは、金融機関主導で地域の新たなイノベーション創造として広がってきている。

金融機関が始めるマッチングによる未利用発明の活用

PATRADE 社長 富澤 正

地域の魅力向上

地域の金融機関が知財ビジネスマッチングに取り組む理由の一つに、地域の産業活性化がある。都市部への人口流出から特に地方では、地域の魅力向上のためにも地域でのイノベーション創造による産業活性化・地域の魅力向上が急がれている。

知財ビジネスマッチングは、使う側に四つのメリットがある。第一に、商品開発のアイデアを探すことができる。第二に、大企業などの長年の研究成果を活用することで、開発期間の短縮・費用の削減ができる。第三に、特許権で守られているため、模倣品を排除できること。第四に、大企業などの信用・ブランド力により自社の知名度向上させることができる。この四つのメリットが挙げられる。

そして、地域の金融機関にとっては、信用のある特許権に基づくビジネスで、地域のイノベーション創造

開放特許を使った四つのメリット

- 1 新商品開発のアイデアを探すことができる
- 2 大企業などの長年の研究成果を活用することで、開発期間の短縮・費用の削減
- 3 特許権で守られているため、模倣品を排除
- 4 大企業などの信用・ブランド力により自社の知名度が向上

金融機関主導

地域のイノベーション創造

新アイデアを提案できること。なにより知財ビジネスマッチングが成功し、新たなイノベーションが起これば地域企業に対して貢献ができる。かつ、地域の魅力向上と活性化につながるメリットがある。

未利用特許で製品開発

その先進的な取り組みとして、愛媛県の伊予銀行、長野県の長野県信用組合や、福岡県・佐賀県・長崎県の13信用金庫からなる九州北部信用金庫協会の取り組みがある。それぞれの地域では、自らのネットワークを使い、未利用特許を紹介、製品開発へつなげている。製品開発を行った企業の中には、コロナ禍で落ち込んだ売り上げを挽回するに至ったところも存在する。

金融機関の強みは、地域企業の課題や技術的特徴を理解していることにより、未利用特許とのマッチングの成功率を高めることができるのである。

未利用特許の活用による製品開発というスキームは決して新しいものではない。しかし、近年知財ビジネスマッチングが広がり、盛り上がりを見せているのは、地域でのイノベーション創造の必要性、そして、地域の金融機関の取り組みがあつてこそである。

知財ビジネスマッチングは新しいフェーズに入り、今後さらに未利用特許の活用は進んでくるであろう。

4月18日

発明の日

IPteller特許事務所

~知的財産を世界に伝える喜びを、あなたに~

弁理士 羽立 章二

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4-13-8
オクターピル5階
TEL:092-600-1037 FAX:092-510-1387

安田岡本弁理士法人
所長 安田 幹雄
弁理士 武藤 正
弁理士 片桐 務
弁理士 山下 昌三
副理士 安田 裕貴
副理士 国立 久
副理士 新藤 竜一
副理士 岩井 智子
弁理士 岩井 美由紀
〒577-0066 大阪府東大阪市高井田本通7-7-19(昌利ビル7F・6F)
(Osaka Metro中央線「高井田駅」②出口「JRおおさか東線「高井田中央駅」徒歩1分)
TEL(06)6782-6917(代) FAX(06)6782-6900(代) URL https://www.actelpat.com

中村合同特許法律事務所

〒100-8355 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル6階
TEL(03)3211-8741(代)
FAX(03)3214-6358-6359

岡部国際特許事務所

所長 弁理士 岡部 讓

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館8階
TEL(03)6721-0524 FAX(03)3475-0020 E-mail:info@okabeintl.jp
URL http://www.okabeintl.jp/

弁理士法人 三枝国際特許事務所
代表社員 所長 弁理士 林 雅仁
社員副理士 斎藤 健治
社員副理士 岩井 智子
(大阪オフィス)〒541-0045 大阪市中央区道修町1-7-1 北浜コニシビル
TEL(06)6203-0941(代) FAX(06)622-1068
(東京オフィス)〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎ノ門ヒルビル10階
TEL(03)5511-2855 FAX(03)5511-2857
URL https://www.saegusa-pat.co.jp

知的財産の創出・活用をサポートいたします

鎌田国際特許事務所
所長弁理士 鎌田 和弘

〒274-0825 千葉県船橋市前原西2-22-14-403
TEL(047)409-5446 FAX(047)409-5447 URL https://www.kamata-ip.com

桦熊特許事務所
所長 弁理士 桦熊 嗣久
弁理士 廣川 裕美

〒720-0034 広島県福山市若松2-9 加藤ビル2F
TEL(084)931-4146 FAX(084)923-1044 E-mail kaseguma.pat@pure.ocn.ne.jp
URL http://www.kaseguma.jp/

弁理士法人 太陽国際特許事務所
所長・弁理士 中島 崇晴

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-3-17
TEL(03)3357-5171(代) FAX(03)3357-5180(代)
【URL】 www.taiyo-nk.co.jp 【E-mail】 info@taiyo-nk.co.jp

たにだ特許事務所
所長 弁理士 谷田 龍一
弁理士 吉武 賢一

〒541-0054 大阪市中央区南本町4-5-7(東亞ビル)
TEL(06)6243-5585(代) FAX(06)6243-5589
E-mail:tspat@skyblue.ocn.ne.jp URL: http://www.ts-pat.com

弁理士法人 英和特許事務所
代表弁理士 原 勝成
弁理士 松本 正孝

〒102-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目2-5 紙与博多ビル11階
TEL: (092) 451-8781 FAX (092) 451-1624
URL: https://eiwapat.com E-mail: info@eiwapat.com

細見特許事務所

弁理士 細見 吉生

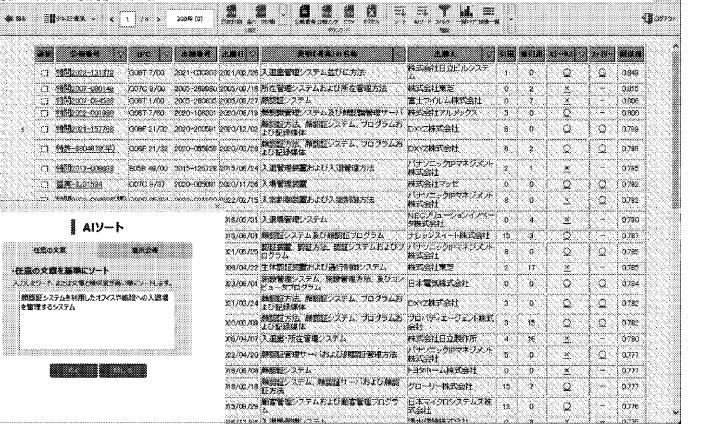
〒650-0024 神戸市中央区海岸通3-5番地(高砂三井ビル5F)
TEL: 078(327)6611 FAX: 078(327)6622
http://www.hosomi-pat.com

弁理士法人 オンダ国際特許事務所
所員336名(弁理士39名、米国特許弁護士2名、中国弁理士&弁護士13名、台湾弁理士1名)※グループ合計
URL https://www.ondatechno.com/jp/ E-mail info@ondatechno.co.jp

岐阜 東京 大阪 上海 台北

業務効率向上を実現 知財情報サービス

見るべき公報に優先順位をつける



AIの利用で検索精度、操作性が大幅に向上した。また、AIソーシャル機能を導入し、リリースする。特許調査をしたい発明内容を文章で入力するだけで、2000件以上蓄積した特許公報の中からAIが類似性を抽出し、類似度順に並び替えて表示する。

特許や商標、意匠など、知財情報を積極的に活用することは、企業が競争力を得るために重要な経営戦略だ。この取り組みを支援するのが知財情報サービス業。知財情報の検索・収集といった調査、分析、出願、管理などのシステムを提供する。知財情報システムを利用するのは企業の知財部門担当者ばかりではない。技術者も自ら技術情報の収集・分析を行う。より使いやすく、より分かりやすいソリューションへのニーズは高まっており、ユーザーの業務効率向上を図るために、人工知能(AI)技術を採用したシステムに期待が寄せられている。

類似度順に表示

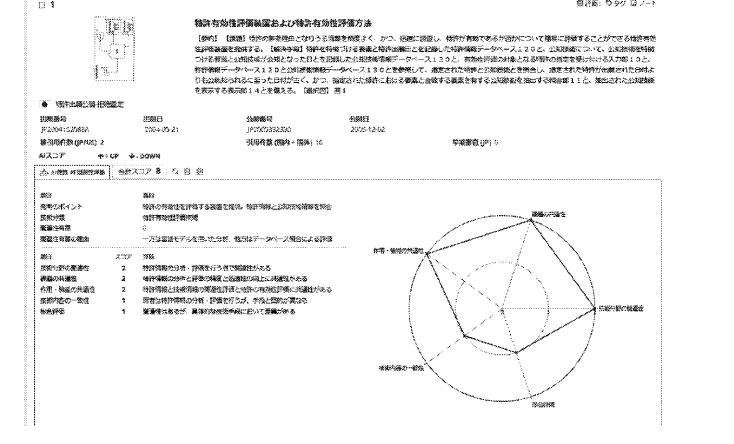
海外商標も画像検索

ではなく普通に利活用する機会としている。また、商標検索サービス「Brand Marks」では、AI画像検索が日本商標に加え、海外商標に対応した。画像検索

査読の効率化実現

汎用・特化ともに対応

検索から分類、査読、分析までAIをフル活用



AIソーシャル機能を導入し、リリースする。特許調査をしたい発明内容を文章で入力するだけで、2000件以上蓄積した特許公報の中からAIが類似性を抽出し、類似度順に並び替えて表示する。

AIの利用で検索精度、操作性が大幅に向上した。また、AIソーシャル機能を導入し、リリースする。特許調査をしたい発明内容を文章で入力するだけで、2000件以上蓄積した特許公報の中からAIが類似性を抽出し、類似度順に並び替えて表示する。

AIの利用で検